

なくそう!長時間労働 「名ばかり店長」に尊厳を 5・19集会



集会実行委員会主催



いま、「管理職」という肩書きがついただけで無制限の長時間労働やサービス残業を強いられる「名ばかり管理職」の問題が社会的に大きくクローズアップされています。日本マクドナルドや紳士服のコナカなどの店長が声をあげたことがきっかけです。ショップ99の店長、牛井すき家のスウィングマネージャーも声をあげています。

各労組や相談センターには飲食店や小売店の店長をはじめ、一般会社の課長や係長、あるいは「チームリーダー」「チーフ」といった肩書きがついた人からの相談が相次いでいます。その多くが出退勤の自由も権限もふさわしい待遇もないのに、労働基準法上の「管理監督者」（経営者と一体の立場）と「偽装」されたケースです。長時間労働による健康障害が起きる深刻な相談もあります。

「名ばかり管理職」の問題をめぐるのは、日本マクドナルドの現役店長が訴えた裁判で、1月28日に東京地裁が「店長は管理監督者ではない」と明確に判断を下し、残業代の支

払いを命ずる判決を出しました。ところが、マクドナルド側は控訴し、争う構えを崩していません。これはマクドナルド経営陣だけの考えではなく財界総体の方針です。

この間、日本経団連をはじめとする財界は、ホワイトカラー・エグゼンプション（過労死促進法）の導入によって労働時間の規制の撤廃と残業代未払いの合法化を企んできました。多くの職場で横行している「名ばかり管理職」も経営側の同じ考えに基づきます。

8時間労働制という働く人にとっての最大の権利を守り、違法な「名ばかり管理職」を日本の職場から一掃しようと、今回、この問題を先頭になって声をあげてきた全国チェーンの「名ばかり店長」たちが集まって、標記の集会を催すことにしました。連合、全労連、全労協というナショナルセンターの枠を超えて当該問題に取り組んでいる労組が共同で開催します。

ぜひ、5・19集会に多くの方々のご参加をお願い申し上げます。

集会ではマクドナルド、コナカ、すき家、ショップ99……などの現役店長たちがアピールします。また、「名ばかり管理職」の問題について日本労働弁護団事務局次長の棗一郎弁護士が、新たな立法提言を含めて講演します。

日時	2008年5月19日(月) 19:00(開場18:30)		
場所	全水道会館大会議室(JR水道橋駅すぐ)		
参加費	300円		
主催	5・19集会実行委員会		
連絡先	東京管理職ユニオン(安部)	電話	03-5371-5170
	首都圏青年ユニオン(河添)	電話	03-5395-5359
	全国一般東京東部労組(須田)	電話	03-3604-5983